

国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書

国民健康保険制度は、1958年、国民健康保険法の制定によって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして社会保障制度として創設された。

しかし、現在の少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など加入者の変化や、すぐに医療を受けられる環境、高度医療による医療費の高額化など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、国庫負担率は、老人保健制度の導入に伴い、1984年に引き下げられた。さらに、国民健康保険の財政基盤強化に向けて、自治体側の懸命な努力も積み重ねられてきたが、全国的に国民健康保険税（料）の値上げが相次ぎ、国民健康保険事業会計の安定的な運営が困難となっているのが現実である。

このような状況に鑑み、国民健康保険制度を社会保障として存続させ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるようにしなければならない。

よって、本市議会は、政府に対し、国庫負担率を引き上げることを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年 6 月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明